福岡県公報

令和８年11月６日
第　741　号

目　次

告　示（第661号・第662号）

○道路の区域の変更　（道路維持課）……1

○道路の供用の開始　（道路維持課）……1

公　告

○開発行為に関する工事の完了　（開発・盛土指導課）……1

○競争入札参加者の資格等　（総務事務厚生課）……2

○一般競争入札の実施　（総務事務厚生課）……3

○都市計画の図書の写しの縦覧　（都市計画課）……6

○都市計画の図書の写しの縦覧　（都市計画課）……6

○開発行為に関する工事の完了　（開発・盛土指導課）……6

○開発行為に関する工事の完了　（開発・盛土指導課）……7

○開発行為に関する工事の完了　（開発・盛土指導課）……7

○開発行為に関する工事の完了　（開発・盛土指導課）……7

○開発行為に関する工事の完了　（開発・盛土指導課）……7

○特定危険薬物の指定の失効　（薬　務　課）……7

○福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催　（県土整備企画課）……8

告　示

福岡県告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年11月６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員（メートル）	延長（メートル）
田川	県道	添田赤池線	前	田川市大字弓削田3663番１先から田川市大字弓削田3803番７先まで	15.7～50.7	57.7
			後	田川市大字弓削田3663番１先から田川市大字弓削田3803番７先まで	10.7～35.6	57.7

福岡県告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を令和８年11月６日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年11月６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田赤池線	田川市大字弓削田3663番１先から田川市大字弓削田3803番７先まで

公　告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和８年11月６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部法務・県民情報課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番１９号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）

１　開発区域に含まれる地域の名称

小郡市松崎字高見125番３、125番５、126番１から126番６まで、127番１から127番３まで及び129番３並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市八幡西区力丸町12－７－103

有限会社ギャランビル

取締役　橋本　太郎

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和８年11月６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　調達をする物品等又は特定役務の種類

備蓄用レトルトパン（８需53）

２　競争入札参加者の資格

⑴　競争入札に参加することができない者

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ　次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条

オ　県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の４に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ　競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ　営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク　消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ　福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

⑵　競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア　従業員数

イ　年間売上高

ウ　自己資本金

エ　流動比率

オ　経営年数

カ　地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

３　競争入札参加資格審査の申請方法等

⑴　申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア　競争入札参加資格審査申請書（様式第１号）

イ　法人にあっては登記事項証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）

ウ　県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理

人に委任する場合は、委任状（様式第２号）

エ　県税に未納のないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）

オ　社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ　個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ　法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前２事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第３号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前２か年分）

ク　障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第４号）

ケ　営業概要表（様式第５号）

コ　事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第６号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ　印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第７号）

シ　ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第８号）

ス　暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第９号）

セ　営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ　協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ　ＩＳＯ9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ　福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ　返信用封筒（460円切手を貼付した長形３号封筒）

(2)　申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号

（電話番号）092－643－3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3)　申請書の受付期間

この公告の日から令和８年11月25日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4　競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5　競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1)　競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和９年10月末日までとする。

(2)　有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和９年７月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年11月６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　調達内容

(1)　調達案件名

備蓄用レトルトパン（８需53）

(2)　調達物品及び数量

入札説明書による

(3)　履行期限

令和９年３月26日（金曜日）

(4)　履行場所

入札説明書による

2　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和６年４月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和７年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3　入札参加資格を得るための申請の方法

２に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号

（電話番号）092－643－3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）からダウンロードすることにより入手することができる。

4　入札参加条件（地方自治法施行令第167条の５の２の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和８年12月17日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

⑴　２の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	07	防災機器	ＡＡ
12	01	百貨	ＡＡ
12	02	雑品	ＡＡ
12	04	食品	ＡＡ
12	06	その他	ＡＡ

⑵　当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

⑶　納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

⑷　納入しようとする物品が１の⑵に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県福祉こども政策部福祉総務課に令和８年12月２日（水曜日）

17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県福祉こども政策部福祉総務課災害救助・生活再建支援係

〒812－8577　福岡市博多区東公園７－７（行政南棟２階）

電話番号　092－643－3246

ＦＡＸ　　092－643－3245

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

⑸　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

⑹　福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年２月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5　当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号

電話番号　092－643－3092（ダイヤルイン）

ＦＡＸ　　092－643－3109

6　契約条項を示す場所

５の部局とする。

7　入札説明書の交付

令和８年11月６日（金曜日）から令和８年12月２日（水曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第１条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、９時00分から17時00分まで５の部局で交付する。

8　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9　入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

⑴　提出場所

５の部局とする。

⑵　提出期限

令和８年12月17日（木曜日）11時00分

⑶　提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10　開札の場所及び日時

⑴　場所

福岡市博多区東公園７番７号

福岡県庁入札室（行政南棟地下１階）

⑵　日時

令和８年12月18日（金曜日）10時00分

11　落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の８第４項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

見積金額（税込み）の100分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の５以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

⑵　契約保証金

契約金額の100分10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13　入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

⑴　入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

⑵　法令又は入札に関する条件に違反している入札

⑶　同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

⑷　所定の場所及び日時に到達しない入札

⑸　入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

⑹　入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の５に達しない入札

⑺　金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

⑻　入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

⑼　入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14　落札者の決定の方法

⑴　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15　その他

⑴　契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

⑵　この調達契約は、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）に掲載している。

⑶　特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

⑷　入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

⑸　その他、詳細は入札説明書による。

16　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be purchased：
Emergency pouch bread

⑵　Delivery period：By March 26, 2027

⑶　Delivery place：Fukuoka Logistics Center Office, Fukuoka Sasaguri Logistics Center, 478－2 Takada, Sasaguri-machi, Kasuya District, Fukuoka, Japan
Tel 092－643－3246

⑷　Time Limit for Tender：11：00 A. M, on December 17, 2026

⑸　Contact Point for the Notice：General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7－7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812－8577, Japan
Tel 092－643－3092

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和８年11月６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

北九州広域都市計画　地区計画の変更（令和８年10月16日　北九州市告示第389号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和８年11月６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

北九州広域都市計画　地区計画の変更（令和８年10月16日　北九州市告示第390号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和８年11月６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

（第一工区）糟屋郡粕屋町大字仲原2925番１、2925番２及び2926番１

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

（第一工区）

福岡市東区馬出二丁目３番34号

株式会社アスリンク

代表取締役　小倉　聖司

（第二工区）

糟屋郡粕屋町大字仲原2926番地５

松田　昌司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和８年11月６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市太郎丸字黒ノ元1148番１から1148番６まで、1152番５の一部、1153番１の一部、1153番３の一部、1154番４、1154番６から1154番11まで及び1155番１

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯塚市弁分127番地の７

株式会社豊栄

代表取締役　安永　修吉

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和８年11月６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

古賀市筵内字白山1656番３

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市谷山903番地　ボー　ヴィラージＩ　204号

大橋　竣

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和８年11月６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

春日市下白水北六丁目107番３、108番１、109番及び110番

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日市下白水北六丁目107番地１

柴田　英明

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和８年11月６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

春日市大土居一丁目104番１

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市下大利二丁目９番24号

吉次　佐智子

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第１項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和８年11月６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　失効した特定危険薬物の名称

⑴　化学名　Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン及びその塩類

⑵　化学名　Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メ

チル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン及びその塩類

⑶　化学名　（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート及びその塩類

２　失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の４に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第150号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

３　失効年月日

令和８年11月６日

４　罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

令和８年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第１回）が次のように公開されるので、公告する。

令和８年11月６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　日時

令和８年11月10日（火）　午後１時00分

２　会場

福岡市博多区東公園７番７号

福岡県庁　地下１階　行政２号会議室

３　予定議案（審議順）

⑴　道路事業（（国）443号　柳川バイパス）について

⑵　道路事業（（主）南関大牟田北線（上内工区））について

⑶　道路事業（（一）畦町村山田線（村山田工区））について

⑷　道路事業（（国）322号　香春大任バイパス（４車線化））について

⑸　急傾斜地崩壊対策事業（喜多良地区）について

⑹　急傾斜地崩壊対策事業（椋谷地区）について

⑺　急傾斜地崩壊対策事業（柴尾地区）について

⑻　急傾斜地崩壊対策事業（遠久谷（１）地区）について

⑼　急傾斜地崩壊対策事業（中村地区）について

⑽　下水道事業（矢部川流域）について

４　会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10人を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

５　問合せ先

福岡県県土整備部県土整備企画課（福岡市博多区東公園７番７号　電話092－643－3696）